

# Kawasaki Deep Tech Accelerator

## 研究開発型ベンチャー企業成長支援事業

— 2024年度 公募要領 —

### 1 事業の目的・内容

本アクセラレータープログラムは、大学や企業等の技術を活用して新規事業の立ち上げを目指す個人や立ち上げ初期のベンチャー企業を対象として事業化の加速を支援するプログラムです。

川崎市には、日本初・最大規模のサイエンスパークである「かながわサイエンスパーク」（溝の口）や、産学連携型の研究開発拠点である「新川崎・創造のもり」（新川崎）、ライフサイエンス分野の研究開発拠点「キングスカイフロント」（殿町）等を中心に、多くの研究開発機関が集積しています。また、川崎市は、市内に立地する NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）及び川崎市産業振興財団と連携して運営する起業家支援拠点「Kawasaki-NEDO Innovation Center (K-NIC)」等において、創業・ベンチャー企業支援を進めています。

このような本市の特性を活かし、このプログラムでは、様々な事業分野での事業経験や専門的知見を有するメンターによるハンズオン支援を行います。また、プログラムの最後にピッチイベントを開催し、投資家からの資金調達や公的機関からの競争的資金の獲得、事業会社との提携等を実現するためのマッチングを図ります。

### 2 プログラムの特長

本プログラムは川崎市が主催し、30年に亘り、インキュベータとしてベンチャー企業の創出、育成に実績をもつ株式会社ケイエスピーの運営協力により実施します。

- (1) 様々な事業分野での事業経験や専門的知見を有するメンターにより、チームごとの課題を整理し、伴走型のアドバイスを実施
- (2) 川崎市等のネットワークを活用したベンチャーキャピタル等の投資家や事業パートナー候補、顧客候補となる事業会社へのマッチング機会の提供
- (3) プログラムの最後にピッチイベントを実施し、投資家からの資金調達や公的機関からの競争的資金の獲得、事業会社との提携等を実現するためのマッチング機会を提供
- (4) プログラム参加費用は無料（※ただし、交通費・通信費等は参加者の自己負担となります）

### 3 支援対象者【(1)～(5)の全ての要件を満たす者】

- (1) 次のいずれかを満たす個人、もしくは中小企業
  - ア 2025年6月頃までに会社設立を目指している個人
  - イ エクイティによる資本調達金額が5億円程度までの企業
- (2) デバイス、モビリティ、ロボット、医療・ライフサイエンス、介護・ウェルフェア、エネルギー、AI、IoT、航空、宇宙等の技術開発分野に取り組んでいる者で、その技術がSDGsの達成や脱炭素等の社会課題解決に寄与すること。

- (3) 将来的に川崎市内で事業化を行う可能性がある者
- (4) 市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していない者
- (5) 代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいない者

#### 4 支援対象者に対する支援内容

##### (1) メンタリング

- ①各チームに1名ないし2名のメンターを配置。個別課題へのアドバイスをを行うとともに、ケイエスピーのインキュベーション・マネジャー（IM）が進捗をフォロー
- ②メンタリング期間中に、提携候補となる事業会社や投資家候補へのインタビューを実施
- ③マーケティング・製品開発・チーム組成・資金調達など各チームの課題に応じた面談を実施し、ヒアリング先を紹介
- ④知財・法律関係・海外展開等の対応は、専門家によるアドバイスを提供
- ⑤経営に関する知識・経験を有する人材（事業会社等の兼業・副業人材）とのマッチング支援

##### 【メンター】

- ・窪田 規一（株式会社ケイエスピー 代表取締役社長）
  - ・山口 冬樹（Abies Ventures 株式会社 マネージング・パートナー）
  - ・井上 正範（MPO 株式会社 代表取締役社長 弁理士）
  - ・橋本 遥（株式会社 Convallaria 代表取締役）
  - ・隅田 剣生（株式会社産学連携研究所 代表）
  - ・前田 信敏（NV Ventures 株式会社 代表取締役）
  - ・福島 泰三（福島泰三公認会計士事務所 公認会計士・税理士）
  - ・五内川 拓史（株式会社ユニファイ・リサーチ 代表取締役）
  - ・竹居 邦彦（A Tech Ventures 株式会社 代表取締役）
  - ・藤田 健司（三井住友海上株式会社 ビジネスデザイン部 部長）
  - ・中川 卓也（株式会社アカデミック・ギャングスター 代表取締役）
  - ・名倉 勝（CIC Institute Director）
  - ・武田 泉穂（MVP 株式会社 代表取締役）
  - ・黒田 智生（株式会社ケイエスピー インキュベート・投資事業部 部長）
  - ・栗田 秀臣（株式会社ケイエスピー インキュベート・投資事業部 担当部長）
- \* 今後も、応募テーマにあわせて幅広くメンターの追加・協力をいただきますので、最新の情報は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ：<https://www.ksp.co.jp/kawasaki-deeptech/>

##### (2) セミナー

起業に関連した知識・ノウハウを学ぶ機会として、ケイエスピーが運営している「ビジネスイノベーションスクール（BIS）」の各講座へ無料で参加が可能です。

【KSP ビジネスイノベーションスクール】

7月17日（水）キックオフ

- 7月20日(土) 事業創造
- 7月27日(土) DX・ビジネスモデル
- 8月24日(土) 共感創造
- 9月 7日(土) 集中メンタリング①
- 9月28日(土) バリューアーキテクティング
- 10月 5日(土) 集中メンタリング②
- 10月19日(土) 財務・資金調達
- 11月 2日(土) 集中メンタリング③
- 11月16日(土) 知財・アライアンス
- 11月30日(土) ブラッシュアップ①
- 12月14日(土) ブラッシュアップ②

※この他、担当メンター以外の複数のメンターから集中的にフィードバックを得られる機会を設けます。プレゼンテーション練習会の開催を予定しています。

(3) プレピッチ

2025年1月30日(木) 開催 かながわサイエンスパーク KSPホール

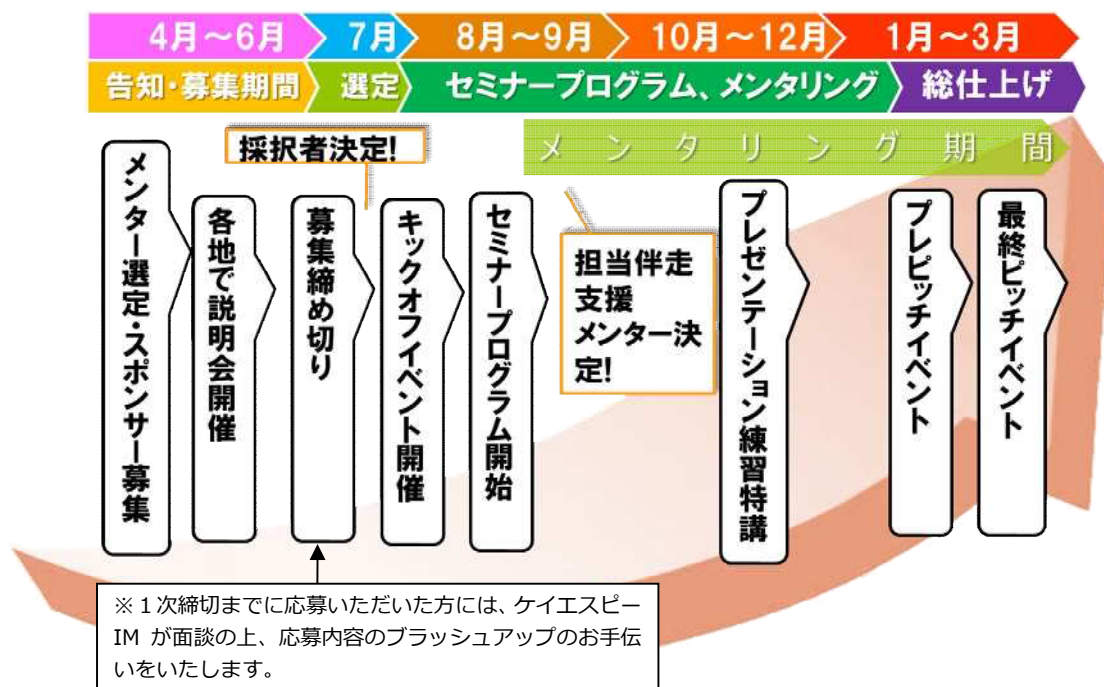
3月の最終のピッチイベントに備え、プレピッチを1月に実施。投資家や事業会社への効果的なアピール術の習得を図ります。

(4) 最終ピッチイベント(事業発表)

プログラムの最後に、投資家や事業会社等に向けたピッチイベントを開催。同日に個別面談の機会も設けます。

## 5 スケジュール

本事業の支援対象期間は、支援対象者決定日(7月中旬を予定)から2025年3月までを予定しています。想定するスケジュールは次のとおりです。



4月24日(水) 募集開始

【公募説明会】※プログラムの概要についてご紹介します。

5月20日(月)	公募説明会開催(リアル+Web配信)
5月30日(木)	1次募集締切(ビジネスプランのブラッシュアップ特典付き)
6月13日(木)	2次募集締切
6月下旬	ヒアリング(審査)
7月中旬	支援対象者決定 *10チーム程度を選定
7月中旬	オリエンテーション開催
7月17日(水)	キックオフイベント
7月20日(土)	ビジネスイノベーションスクールスタート
8月中旬	メンターとのマッチング面談
9月上旬	メンタリングスタート
1月30日(木)	プレピッチ開催
3月上旬	最終ピッチイベント開催

専用ホームページ：<https://www.ksp.co.jp/kawasaki-deeptech/>

## 6 経費負担など

メンタリングやセミナー、ピッチイベントなど、本プログラム参加費用は無料です。ただし、交通費、通信費など、間接的な費用の実費についてはプログラム参加者にてご負担いただきます。

## 7 申込手続

本事業による支援を希望する方は、2024年5月30日(木)の1次締切、または2024年6月13日(木)2次締切までに、下記URLの応募フォームに必要事項を記載し、補足資料を添付の上、送信してください。1次締切までに応募いただいた方には、ケイエスピーIMが面談の上、応募内容のブラッシュアップのお手伝いをいたします。応募いただいた順に順次ブラッシュアップをご連絡いたしますので、なるべくお早めにお申し込みいただくことをおすすめします。2次締切後、応募内容と提出いただいた補足資料により書類審査を行います。必要に応じてヒアリング、面談等を実施します(遠隔形式での可能性もあります)。

申し込み用ウェブサイト：<https://www.ksp.co.jp/kawasaki-deeptech/>

## 8 審査及び支援対象者の決定について

### (1) 支援対象予定者の審査

支援対象者の決定にあたり、応募内容等に関する書類審査と、必要に応じ、面談を行います(遠隔形式での可能性もあります)。審査にあたっては、応募者の事業化への意思や提案いただいた事業内容等に基づいて総合的に評価します。

### (2) 支援対象予定者の決定

上記審査により、支援対象予定者を10者（チーム）程度選定する予定です。

支援対象予定者となった者には事務局より連絡しますので、支援申請書（第1号様式）、法人設立済みの場合は履歴事項全部証明書、法人未設立の場合は申請者の住民票、及び市町村民税（特別区民税を含む。）の納税証明書について本市あて提出してください。

### （3）支援対象者の決定

支援申請書などに基づく資格要件の最終確認の結果、資格要件を満たした者を支援対象者とし、支援対象者には、支援決定通知（第2号様式）を送付します。

### （4）支援対象者の公表

支援対象者については、専用ホームページ等にて公表します。

専用ホームページ <https://www.ksp.co.jp/kawasaki-deeptech/>

### （5）その他

支援対象者が、何らかの理由で支援を受けることが困難になった場合、直ちに本市に連絡の上、その後の対応を協議することとします。

## 9 支援決定の取消など

次のいずれかに該当するときは、支援対象者の決定を取り消すことがあります。

- （1）偽り、その他不正の手段により支援対象者の決定を受けたとき。
- （2）公募要領に定める支援対象者としての要件を欠くこととなったとき。
- （3）その他法令などに違反したと市が認めたとき。

## 10 その他

事業終了後、事業成果の普及やフォローアップなどを目的とするヒアリングを行う場合がありますので、御協力をお願いします。

なお、本プログラムへの応募のためにご提供いただいた個人情報等については、このプログラムの審査・必要事項の連絡等の用途以外には使用しません。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、スケジュールや実施方法について変更が生じる可能性があります。最新の情報はHPをご確認ください。

## 11 問合せ窓口

本事業への申込・審査方法等プログラム全般については事務局あてに、その他本事業の趣旨等については本市担当あてにお問合せください。

### （1）事務局【本事業への申込・審査方法等プログラム全般について】

担 当：株式会社ケイエスピー 飯沼、五十嵐、中村

メール：[k-accel@ksp.or.jp](mailto:k-accel@ksp.or.jp)

電 話：044-819-2001

### （2）本市担当【その他本事業の趣旨等について】

担 当：経済労働局イノベーション推進部 山口、諏佐

メール：[28sozo@city.kawasaki.jp](mailto:28sozo@city.kawasaki.jp)

電 話：044-200-0168

# 応募時点では使用しません

第1号様式

## 支援申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

住 所  
商 号  
代表者職・氏名

研究開発型ベンチャー企業成長支援事業による支援を受けたく、次のとおり申請します。  
また、申請者及び申請者の役員（法人未設立の場合にあつては役員就任予定の者）は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。貴職において必要と判断した場合には、別紙に記載の個人情報について、本社所在地を所管する都道府県警察本部に提供することを同意します。

申請者	フリガナ		フリガナ	
	氏名		役職	
会社情報	フリガナ			
	商号			
	本社所在地			
	市内事業所所在地			
	設立年月日			
	役員等一覧	別紙のとおり		
連絡先	TEL		FAX	
	E-mail			

※1 法人未設立の個人については、予定する法人の情報があれば「会社情報」欄に記載してください。

# 応募時点では使用しません

(別紙)

## 役員等一覧

住 所  
商 号  
代表者職・氏名

役職	氏名	住所	生年月日

(注1) 氏名にはフリガナを付してください。

(注2) 役員等一覧に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

(注3) 法人未設立の場合は、申請者及び役員就任予定の者について記載してください。

# 応募時点では使用しません

第2号様式

## 支援決定通知書

川崎市指令第 号

住 所  
商 号  
代表者職・氏名 様

年 月 日付で申請のありました研究開発型ベンチャー企業成長支援事業について、次の条件を付けて支援対象者として決定します。

年 月 日

川崎市長名

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、支援対象者の決定を取り消すことがある。
  - (1) 偽り、その他不正の手段により支援対象者の決定を受けたとき。
  - (2) 「研究開発型ベンチャー企業成長支援事業 2024年度公募要領」に定める支援対象者としての資格要件を欠くこととなったとき。
  - (3) その他法令などに違反したと市が認めたとき。